

# 鹿 児 島 県 公 報

平成24年 7 月 10 日（火）第2819号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定例発行日（毎週火、金）  
定価 送料共1箇月2,650円

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） (障害福祉課取扱い) 2
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の工事の完了（12件） (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更（2件） (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始（3件） (道路維持課取扱い) 4
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (港湾空港課取扱い) 5
- 都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 8

### 公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 9
- 一般競争入札公告 (農地整備課取扱い) 12

### 監 査 委 員 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局取扱い) 15

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 15

### 雑 報

- 平成24年度行政書士試験公告 (財団法人行政書士試験研究センター取扱い) 16

## 告 示

### 鹿児島県告示第805号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションワルツ	肝属郡肝付町新富6674番地2	株式会社ワルツ	肝属郡肝付町新富6674番地2	島子みどり	平成24年7月1日	訪問介護

### 鹿児島県告示第806号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステー ションワルツ	肝属郡肝付町新 富6674番地2	株式会社ワルツ	肝属郡肝付町新 富6674番地2	島子みどり	平成24年 7月1日	介護予防 訪問介護

## 鹿児島県告示第807号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
さかき脳神経外科	鹿児島市中山町2176-2	平成24年 7月1日	精神通院医療
医療法人育征会長谷川医院	薩摩川内市横馬場町3-25	平成24年 7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第808号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
南日本薬剤センター薬局中央店	鹿児島市加治屋町8番10-1	平成24年 7月1日	精神通院医療
セオ薬局いづろ店	鹿児島市金生町7番10号	平成24年 7月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第809号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1131号	平成30年6月29日	肉骨粉	かごしま万能肉骨粉	窒素全量 6.0 りん酸全量12.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地
鹿児島県肥第1133号	平成30年7月10日	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 7.5 りん酸全量10.0	該当なし	枕崎水産加工業協同組合	枕崎市立神本町12番地

## 鹿児島県告示第810号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第1換地区の工事は、昭和63年1月7日に完了した。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第811号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第2換地区の工事は、昭和56年3月30日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第812号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第3換地区の工事は、昭和58年11月29日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第813号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第4換地区の工事は、昭和60年12月17日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第814号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第5換地区の工事は、昭和58年11月22日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第815号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第6換地区の工事は、平成6年10月5日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第816号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第7換地区の工事は、平成2年3月8日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第817号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第8換地区の工事は、平成6年10月5日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第818号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）伊仙中部地区第9換地区の工事は、平成4年10月23日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第819号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備）伊仙中部地区の工事は、平成17年2月10日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第820号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備）伊仙中部地区の工事は、平成17年3月31日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第821号**

土地改良事業県営畑地帯総合整備（客土）伊仙中部地区の工事は、平成7年11月10日に完了した。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第822号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年7月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 伊藤祐一郎	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市名瀬大字浦上字緑1145番1地先から1124番3地先まで	前	10.5~45.0	240.0
			後	10.5~65.5	240.0

**鹿児島県告示第823号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年7月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	鹿児島県知事 伊藤祐一郎	
		供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	奄美市名瀬大字浦上字緑1145番1地先から1124番3地先まで	平成24年7月10日

**鹿児島県告示第824号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年7月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国上安納線	西之表市伊関字笹有田尾 757番48地先内	前 後	15.6～27.5 15.6～30.8	16.0 16.0

**鹿児島県告示第825号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年7月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国上安納線	西之表市伊関字笹有田尾757番48地先内	平成24年 7月10日

**鹿児島県告示第826号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年7月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	池田根占線	肝属郡南大隅町根占川北字北大瀬戸坂6030番1地先 から6020番3地先まで	平成24年 7月10日

**鹿児島県告示第827号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年7月10日

古仁屋港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 しゅん功認可年月日  
平成24年7月2日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事 伊藤祐一郎
- 3 埋立区域  
(1) 位置  
ア 全体  
大島郡瀬戸内町大字手安字見里原73-2番及び106-3番の土地に接する堤の地先公

有水面

大島郡瀬戸内町大字手安字見里原108番から同町大字手安字仲里原111番を経て116-1番に至る間の土地に接する県道の地先公有水面及び152-2番から157-2番を経て160-1番に至る間の土地の地先公有水面

大島郡瀬戸内町大字手安字阿ガリ原430-2番の土地の地先公有水面及び430-7番から同町大字手安字金釜原468-1番を経て469-5番に至る間の土地に接する県道の地先公有水面

大島郡瀬戸内町大字手安字畑尻原471番及び同町大字手安字小里原588-1番の土地に接する県道の地先公有水面

イ 埋立区域A

大島郡瀬戸内町大字手安字見里原73-2番及び106-3番の土地に接する堤の地先公有水面

ウ 埋立区域B

大島郡瀬戸内町大字手安字見里原108番から同町大字手安字仲里原111番を経て116-1番に至る間の土地に接する県道の地先公有水面及び152-2番から157-2番を経て160-1番に至る間の土地の地先公有水面

エ 埋立区域C

大島郡瀬戸内町大字手安字阿ガリ原430-2番の土地の地先公有水面及び430-7番から同町大字手安字金釜原468-1番を経て469番-5番に至る間の土地に接する県道の地先公有水面

オ 埋立区域D

大島郡瀬戸内町大字手安字畑尻原471番及び同町大字手安字小里原588-1番の土地に接する県道の地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域A

次の点1から点12までを順次直線で結んだ線及び点12と点1を直線で結んだ線によって囲まれた区域

点1 大島郡瀬戸内町の四等三角点久根津（北緯28度09分51秒4296，東経129度17分53秒3719）（以下「基点」という。）から207度32分00秒364.214メートルの地点

点3 点1から88度16分31秒14.685メートルの地点

点4 点3から87度59分07秒9.017メートルの地点

点5 点4から80度20分56秒3.293メートルの地点

点7 点5から71度20分21秒1.444メートルの地点

点8 点7から126度13分23秒0.904メートルの地点

点11 点8から217度46分10秒16.866メートルの地点

点12 点11から305度52分50秒10.020メートルの地点

イ 埋立区域B

次の点13から点52までを順次直線で結んだ線及び点52と点13を直線で結んだ線によって囲まれた区域

点13 基点から203度52分23秒367.297メートルの地点

点16 点13から37度46分17秒16.831メートルの地点

点17 点16から59度10分58秒3.287メートルの地点

点18 点17から37度47分40秒1.500メートルの地点

点19 点18から12度02分09秒3.050メートルの地点

点20 点19から357度15分47秒5.570メートルの地点

点21 点20から118度51分53秒12.862メートルの地点

点22 点21から114度24分05秒18.065メートルの地点

点23 点22から140度38分49秒7.912メートルの地点

点24 点23から150度21分12秒14.459メートルの地点

点25 点24から162度19分13秒10.435メートルの地点

- 点26 点25から160度44分46秒12.591メートルの地点  
点27 点26から249度43分23秒6.611メートルの地点  
点28 点27から209度33分01秒3.615メートルの地点  
点29 点28から177度21分11秒7.514メートルの地点  
点30 点29から176度15分28秒7.891メートルの地点  
点31 点30から174度07分15秒12.808メートルの地点  
点33A 点31から165度25分50秒20.044メートルの地点  
点34 点33Aから161度37分03秒20.018メートルの地点  
点36 点34から161度05分42秒20.000メートルの地点  
点37 点36から161度05分32秒20.000メートルの地点  
点38 点37から160度46分25秒15.706メートルの地点  
点40 点38から133度56分43秒4.917メートルの地点  
点41 点40から93度50分01秒2.722メートルの地点  
点42 点41から233度38分22秒4.881メートルの地点  
点44A 点42から252度37分46秒15.609メートルの地点  
点45 点44Aから342度20分40秒2.301メートルの地点  
点46 点45から341度08分52秒19.847メートルの地点  
点48 点46から340度58分39秒80.000メートルの地点  
点49 点48から340度37分56秒19.911メートルの地点  
点50 点49から337度27分02秒18.864メートルの地点  
点51 点50から329度20分54秒17.734メートルの地点  
点52 点51から318度19分48秒17.603メートルの地点

## ウ 埋立区域C

次の点79Aから点112までを順次直線で結んだ線及び点112と点79Aを直線で結んだ線によって囲まれた区域

- 点79A 基点から188度28分32秒509.561メートルの地点  
点82 点79Aから72度34分54秒18.998メートルの地点  
点83 点82から46度45分08秒2.683メートルの地点  
点84 点83から122度57分02秒8.875メートルの地点  
点85 点84から192度50分14秒10.964メートルの地点  
点86 点85から165度46分13秒7.249メートルの地点  
点87 点86から189度05分43秒14.607メートルの地点  
点90 点87から189度05分10秒20.954メートルの地点  
点91 点90から188度54分39秒20.136メートルの地点  
点92 点91から189度34分17秒19.967メートルの地点  
点94 点92から197度42分04秒20.223メートルの地点  
点95 点94から180度08分50秒20.248メートルの地点  
点96 点95から192度27分57秒19.976メートルの地点  
点99 点96から202度24分59秒20.035メートルの地点  
点100 点99から199度56分16秒19.437メートルの地点  
点101 点100から200度30分29秒12.028メートルの地点  
点102 点101から296度33分54秒5.624メートルの地点  
点103 点102から23度07分29秒11.425メートルの地点  
点104 点103から17度24分25秒18.880メートルの地点  
点105 点104から12度30分04秒19.228メートルの地点  
点106 点105から9度45分58秒19.684メートルの地点  
点107 点106から9度07分08秒39.966メートルの地点  
点108 点107から7度54分50秒19.450メートルの地点  
点109 点108から3度22分47秒18.761メートルの地点  
点111 点109から356度25分52秒18.571メートルの地点

点112 点111から349度17分12秒18.612メートルの地点

エ 埋立区域D

次の点162から点183までを順次直線で結んだ線及び点183と点162を直線で結んだ線によって囲まれた区域

点162 基点から187度43分13秒705.870メートルの地点

点163 点162から116度33分54秒5.684メートルの地点

点164 点163から200度30分04秒6.096メートルの地点

点165 点164から216度52分07秒19.722メートルの地点

点167 点165から182度06分37秒17.571メートルの地点

点168 点167から248度08分15秒5.564メートルの地点

点169 点168から199度36分18秒20.490メートルの地点

点170 点169から211度41分54秒9.017メートルの地点

点171 点170から223度00分41秒11.187メートルの地点

点173 点171から230度34分32秒10.698メートルの地点

点174 点173から237度13分32秒11.751メートルの地点

点175 点174から234度02分27秒2.529メートルの地点

点176 点175から354度49分58秒1.521メートルの地点

点177 点176から30度54分27秒11.518メートルの地点

点178 点177から30度54分31秒10.322メートルの地点

点179 点178から32度08分25秒20.121メートルの地点

点191 点179から32度14分07秒13.307メートルの地点

点192 点191から122度29分40秒6.645メートルの地点

点193 点192から32度50分33秒7.706メートルの地点

点194 点193から21度34分09秒13.614メートルの地点

点195 点194から300度25分05秒4.412メートルの地点

点182 点195から31度09分08秒5.368メートルの地点

点183 点182から28度16分33秒19.159メートルの地点

(3) 面積

埋立区域A 178.53平方メートル

埋立区域B 4,375.33平方メートル

埋立区域C 2,353.16平方メートル

埋立区域D 746.97平方メートル

合計 7,653.99平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地及び緑地

5 埋立免許年月日及び番号

平成21年12月28日

指令港空第266号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

瀬戸内町

鹿児島県告示第828号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 志布志都市計画と畜場

(2) 名称 志布志市食肉センター

- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 公 告

### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年7月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年7月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン隼人国分ショッピングセンター  
霧島市隼人町見次1229番地 外68筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
    - ア 大規模小売店舗を設置する者
      - (㊦) 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
      - (㊧) 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
      - (㊦) 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外22社  
株式会社スイートガーデン 代表取締役 花井秀年  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番1号  
株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生  
福岡市中央区天神一丁目1番1号  
株式会社ひさご屋百貨店 代表取締役 酒匂テル  
始良市加治木町本町61番地  
株式会社金海堂 代表取締役 松原憲仁  
鹿児島市南栄四丁目9番地11号  
有限会社ウイズビー 代表取締役 平岡久子  
鹿児島市中町5番11号  
有限会社ナナニーマル 代表取締役 福島平生  
霧島市国分中央三丁目9番7号  
有限会社ホットライン 代表取締役 市来原良二  
霧島市国分中央一丁目26番27号  
窪田織物株式会社 代表取締役 窪田茂  
鹿児島市荒田二丁目67番15号  
As-me エステール株式会社 代表取締役 丸山朝  
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
      - (㊧) 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外20者

株式会社スイートガーデン 代表取締役 花井秀年  
京都市中京区聚楽廻東町2番地9  
株式会社立花屋 代表取締役 笠井俊生  
福岡市中央区大宮一丁目2番9号  
株式会社ひさご屋百貨店 代表取締役 酒匂久輝  
始良市加治木町本町61番地  
株式会社金海堂 代表取締役 多田真  
鹿児島市南栄四丁目9番11号  
有限会社ウイズビー 代表取締役 平岡正信  
鹿児島市中町5番11号  
有限会社ナナニーマル 代表取締役 福島平生  
霧島市隼人町見次1229番地  
有限会社ホットライン 代表取締役 市来原良二  
始良市平松7033番地2  
窪田織物株式会社 代表取締役 窪田茂  
鹿児島市東開町13番5号  
As-me エステール株式会社 代表取締役 丸山雅史  
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前8時  
イ 変更後 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 第1駐車場 午前7時30分から翌日の午前零時30分まで  
第2駐車場 午前7時30分から午後9時まで  
イ 変更後 第1駐車場 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで  
第2駐車場 午前6時30分から午後9時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第1及び第2駐車場 入口1箇所 建物敷地東側  
出口1箇所 建物敷地北側  
出入口3箇所 建物敷地西側，南側及び北側  
イ 変更後 第1及び第2駐車場 4箇所 建物敷地西側，南側，東側及び北側

3 変更年月日

- (1) 2の(1)のア及びイのイオン九州株式会社外22社に係る変更 平成24年5月10日
- (2) 2の(1)のイの株式会社スイートガーデンに係る変更 平成23年11月1日
- (3) 2の(1)のイの株式会社立花屋に係る変更 平成22年6月27日
- (4) 2の(1)のイの株式会社ひさご屋百貨店に係る変更 平成22年10月11日
- (5) 2の(1)のイの株式会社金海堂に係る変更 平成24年5月11日
- (6) 2の(1)のイの有限会社ウイズビーに係る変更 平成23年7月1日
- (7) 2の(1)のイの有限会社ナナニーマルに係る変更 平成14年2月1日
- (8) 2の(1)のイの有限会社ホットラインに係る変更 平成19年6月1日
- (9) 2の(1)のイの窪田織物株式会社に係る変更 平成20年4月7日
- (10) 2の(1)のイのAs-me エステール株式会社に係る変更 平成21年10月1日
- (11) 2の(2)，(3)及び(4) 平成24年6月15日

4 届出年月日

平成24年6月14日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成24年7月10日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務

企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年7月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン始良ショッピングセンター・九州テックランド始良店  
始良市東餅田336番地 外16筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所

ア 大規模小売店舗を設置する者

(ア) 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外1社

(イ) 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外1社

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

(ア) 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外23者  
株式会社スイートガーデン 代表取締役 小池和則  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番1号  
有限会社プリーツ 代表取締役 池頭浩隆  
鹿児島市上川町2721番地  
有限会社ビス 代表取締役 河野和洋  
始良市東餅田336番地  
株式会社さが美 代表取締役 二谷貴夫  
横浜市港南区下永谷六丁目2番11号

(イ) 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外14者  
株式会社スイートガーデン 代表取締役 花井秀年  
京都市中京区聚楽廻東町2番地9  
有限会社プリーツ 代表取締役 池頭浩隆  
鹿児島市上川町2721番地4  
有限会社ビス 代表取締役 河野和洋  
始良市東餅田1494番地3  
株式会社さが美 代表取締役 小野山晴夫  
横浜市港南区下永谷六丁目2番11号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 イオン九州株式会社 午前8時

イ 変更後 イオン九州株式会社 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 第1駐車場 午前7時30分から翌日の午前零時30分まで

第2駐車場 午前7時30分から午後9時まで

イ 変更後 第1駐車場 午前6時30分から翌日の午前零時30分まで

第2駐車場 午前6時30分から午後9時まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前7時から午後8時まで

イ 変更後 荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設2 午前7時から午後8時まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1)のA及びイのイオン九州株式会社外23者に係る変更 平成24年5月10日
- (2) 2の(1)のイの株式会社スイートガーデンの代表者の氏名に係る変更 平成21年6月26日
- (3) 2の(1)のイの株式会社スイートガーデンの住所に係る変更 平成23年11月1日
- (4) 2の(1)のイの有限会社ブリーツに係る変更 平成23年4月10日
- (5) 2の(1)のイの有限会社ビスに係る変更 平成23年2月1日
- (6) 2の(1)のイの株式会社さが美に係る変更 平成20年3月6日
- (7) 2の(2), (3)及び(4) 平成24年6月21日

4 届出年月日

平成24年6月19日

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年7月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
広幅複写機の賃貸借 10台
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成24年9月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成24年8月9日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 複写サービス業務を第三者へ再委託する場合は、機能等証明書提出時に併せて再委託申出書を提出し、承認を得ること。

なお、再委託を行う場合は、再委託先の事業者についても上記(1)から(3)までの資格を満たすこと。

### 3 入札の方法等

#### (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札書の提出場所

鹿児島県農政部農地整備課工事事務係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

#### (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

#### (4) 入札書の提出期限

平成24年8月21日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年8月22日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎14階）会議室14-A-1

#### (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成24年8月6日午後5時15分

### 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

### 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

## 7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農政部農地整備課工事事務係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3246  
ファックス番号 099-286-5602

## 12 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
wide copying machines:10
- (2) DELIVERY PERIOD:  
28 September 2012
- (3) DELIVERY PLACE:  
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:15 p.m. 21 August 2012
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Agriculture Department

Farmland Improvement Division  
 Kagoshima Prefectural Government  
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan  
 TEL 099-286-3246  
 FAX 099-286-5602

## 監 査 委 員 告 示

### 監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鹿児島県監査委員 弓指 博昭  
 同 橋口 和博  
 同 堀之内芳平  
 同 二牟礼正博

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
押越 武彦	鹿児島市紫原三丁目47番22号
堀下 千鶴	鹿児島市柳町2番14-1202号
瀧下 秋宏	鹿児島市荒田一丁目31番20号Kビル402号
田尻 大志	鹿児島市上荒田町9番6号ウェルネスくわのき401号
小田 竜一	鹿児島市真砂町53番4号
木野田 仁	鹿児島市原良四丁目3番12号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年7月10日から平成25年3月31日まで

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鹿児島県公安委員会告示第78号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年7月10日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRカメレオンLRX	タイヨーエレック株式会社	2P0429
ぱちんこ遊技機	CRカメレオンLRT	タイヨーエレック株式会社	2P0464
ぱちんこ遊技機	CRミッションインポッシブルNS	株式会社大一商会	2P0494
ぱちんこ遊技機	CR Aベルサイユのばら 薔薇の運命 ST	株式会社エース電研	2P0519
ぱちんこ遊技機	CRベルサイユのばら 薔薇の運命 DS	株式会社エース電研	2P0522
ぱちんこ遊技機	CRベルサイユのばら 薔薇の運命 BLW	株式会社エース電研	2P0554

ぱちんこ遊技機	C Rおそ松くんHMA	株式会社サンスリー	2P0527
ぱちんこ遊技機	C Rバーンダマシイ2XLA	株式会社サンスリー	2P0538
ぱちんこ遊技機	C RデジパチA-R T	ベルコ株式会社	2P0588
回胴式遊技機	パチスロ聖闘士星矢KK	株式会社三洋物産	2S0549

## 雑 報

### 平成24年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成24年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部力

#### 1 試験の期日

平成24年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

#### 2 試験の場所

- (1) 鹿児島会場 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6-10）  
鹿児島大学水産学部（鹿児島市下荒田四丁目50-20）  
鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7-4）
- (2) 奄美大島会場 鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17-3）

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法，行政法（行政法の一般的な法理論，行政手続法，行政不服審査法，行政事件訴訟法，国家賠償法及び地方自治法を中心とする。），民法，商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し，法令については，平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会，情報通信・個人情報保護，文章理解の中から出題する。

##### (2) 試験の方法

ア 試験は，筆記試験により行う。

イ 出題の形式は，「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式，「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式により行う。

\* 記述式は，40字程度で記述するものを出题する。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

###### ア 受付期間

平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで

###### イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること。平成24年9月7日の消印があるものまで受け付ける。

###### ウ 提出書類

受験願書一式

###### エ 受験手数料

7,000円（納付方法については試験案内に掲載する。）

###### オ 試験案内及び受験願書の配布方法，配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において，平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）までの間，配布する。なお，郵送を希望する場合は，140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封

筒（角2号：横240mm，縦332mm，A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上，封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして，財団法人行政書士試験研究センター（請求宛先：郵便番号100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留）又は鹿児島県総務部市町村課（請求宛先：郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号）へ郵便で請求すること（平成24年8月31日（金）までに必着のこと）。

- ① 財団法人行政書士試験研究センター
- ② 鹿児島県総務部市町村課
- ③ 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課（鹿児島市小川町3番56号）
- ④ 南薩地域振興局総務企画部総務企画課（南さつま市加世田東本町8番地13）
- ⑤ 北薩地域振興局総務企画部総務企画課（薩摩川内市神田町1-22）
- ⑥ 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課（始良市加治木町諏訪町12）
- ⑦ 大隅地域振興局総務企画部総務企画課（鹿屋市打馬二丁目16-6）
- ⑧ 熊毛支庁総務企画部総務企画課（西之表市西之表7590）
- ⑨ 大島支庁総務企画部総務企画課（奄美市名瀬永田町17-3）
- ⑩ 鹿児島県行政書士会（鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

- ① 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し，画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力する。

イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料（7,000円）の払込みはクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなる。
- ② 利用できるクレジットカード  
V I S A ・ M a s t e r ・ U C
- ③ 一旦払い込まれた受験手数料は，原則として返還しない。

ウ 受付期間

- ① 平成24年8月6日（月）午前9時から同年9月4日（火）午後5時まで  
この出願システムは，平成24年9月4日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと，たとえ接続中（入力中）であっても申込みできなくなるので注意すること。
- ② 最終日（平成24年9月4日）は混雑が予想されるため，余裕をもって申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は，障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講じることがあるので，受験の申込みに関し先立って必ず財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

平成25年1月28日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに，受験者全員に合否通知を郵送する。

また，同センターホームページに合格者の受験番号を登載する。

7 問合せ先

財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700